

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

( 答 申 第 2 4 号 )

平 成 26年 11月 19日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

# 答 申

## 第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書部分公開決定に係る非公開部分のうち、平成24年9月19日付けで市民税課が起案した公文書中の要望等の内容・要望者に対する回答内容欄における続柄、経過の一部及び平成25年4月1日付けで職員課が起案した公文書中の要望等の内容・要望者に対する回答内容欄における要望者の異動希望先については、公開することが妥当であると判断するが、その他の部分については、実施機関の判断どおりとする。

## 第2 異議申立ての経過

### 1 公開請求

平成26年4月11日、異議申立人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則等に基づき作成された要望等記録兼報告書(平成24年度の事案 総務部分) コンプライアンス推進室に提示されるに至った報告書に限る」と記載して公文書の公開を請求した。

### 2 実施機関の決定

平成26年4月28日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として「大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則等に基づき作成された要望等記録兼報告書(平成24年度の事案 総務部分) コンプライアンス推進室に提示されるに至った報告書」を特定のうえ、その一部を非公開とする部分公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、公開しない理由を次のように付して異議申立人に通知した。

条例第7条第1号に該当する。

所属、氏名、続柄、住所、電話番号、肩書き、経過の一部(以下「本件非公開情報」という。)については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

### 3 異議申立て

平成26年5月28日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての趣旨

異議申立てにかかる処分を取り消し、非開示部分を開示するとの決定を求めるものである。

## 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載内容によれば、概ね次のとおりである。

- 1 平成25年8月12日付け大津市情報公開・個人情報保護審査会答申(答申第16号)において「個人識別性の判断に関しては、関係者の目を意識し過ぎるあまり、公開してもよいものを非公開としている状況があるので、一般市民を基準として考えるべきである。」「また、公安委員会名、日付、肩書き、所属などの情報は、個人識別性を有するものではなく、公開すべきである。」と指摘されている。今回の部分公開決定では、肩書き、所属など本来公開すべき情報が非公開となっている。
- 2 平成25年8月12日付け答申第16号の答申に基づいて「一般市民を基準として」考えた場合、今回の部分公開が適正であるかどうかを検討して欲しいというのが異議申立ての趣旨である。  
当該答申の中で具体的に列挙してある「肩書き、所属などの情報は、個人識別性を有するものではなく、公開すべきである。」との指摘に対して、今回同様の項目が非公開とされた具体的な理由や検討経過がまったく非公開理由説明書の中で明らかにされていない。  
今回非公開理由説明書の中で書かれている「当該情報を公開することで、他の情報とあわせることで個人が識別されるおそれがあること」とは、「一般市民を基準として考えた場合に」どのようなことになるのか、具体的説明がまったくなく極めて不服である。
- 3 職員課が平成25年4月1日付けで起案した公文書についての実施機関の非公開理由説明書については、反社会的勢力の肩書きが隠蔽されている。  
大津市は、反社会的勢力から受けた不当要求を率先して明らかにすべき立場であるにも関わらず、肩書き、氏名等すべて非公開にして隠蔽するとは一体どういうことなのか。  
本件処分理由をそのまま読むと反社会的勢力の肩書き等を非公開にするのは、特定の個人を識別する、あるいは個人の権利利益を害するおそれがあるためとなり、大津市は、反社会的勢力の者を保護するということになる。  
これが情報公開制度の適正な運用であるのか、本来執行機関としてどうあるべきであるのかを、審査願いたい。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開理由説明書及び実施機関から事情を聴取した結果、概ね次のとおりである。

- 1 コンプライアンス推進室が平成24年5月1日付けで起案した公文書(以下「本件公文書1」という。)については、要望者欄における氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして非公開とした。
- 2 市民税課が平成24年9月19日付けで起案した公文書(以下「本件公文書2」という。)については、要望等を受けた方法・場所欄及び要望者欄における氏名、住所、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして非公開とした。  
また、同書要望等の内容・要望者に対する回答内容における、氏名、続柄、経過の一部については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため非公開とした。経過の一部については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることに

より、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため非公開とした。

- 3 職員課が平成25年4月1日付けで起案した公文書(以下「本件公文書3」という。)については、住所、電話番号、肩書、続柄については、特定の個人を識別することができるものとして非公開としたものであり、所属、異動先については、他の情報とあわせて公開することにより、特定の個人を識別することが可能となる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、非公開とした。

- 4 本件公文書3について、肩書き、所属の情報が、単独で個人識別性を有するものでないことは認識しているが、当該情報を公開することで、他の情報とあわせることで個人が識別されるおそれがあること、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると考え。

- 5 本件公文書3について、条例第7条第1号ただし書ウの適用について検討すると、ただし書ウは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分について公開することとしている。

当該公務員の職務の遂行に係る情報とは、公務員が行政庁又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務遂行に関する情報であると考え。

このことを前提とすると、本件情報は、当該公務員の私的な活動として行ったものであり、当該公務員が担任する職務遂行に関連している情報ではなく、公務員が行政庁又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務遂行に関する情報にあたらないと考え。

よって、本件情報は、条例第7条第1号ただし書ウの規定に該当せず、非公開情報であると判断した。

- 6 本件公文書3について、所属については、所属を公開すると、容易に個人を特定でき、セクハラ事件の対象者である個人が識別されるため非公開とした。

セクハラが起こったという部分で個人に対する配慮が必要であり、公にすると個人の権利利益を害するおそれがある。

- 7 セクハラに関わる相談について、情報公開により内容を公開することがあれば、今後安心してセクハラ相談ができなくなり、人事管理上の支障があると言える。

## 第6 当審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となっている公文書について

本件異議申立ての対象となっている公文書は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(以下「コンプライアンス条例」という。)第9条及び大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(以下「コンプライアンス条例施行規則」という。)第3条に基づき作成された平成24年度の事案で総務部分の要望等記録兼報告書であり、コンプライアンス条例施行規則第5条第3項に基づき当該記録等の写しがコンプライアンス推進室に提出されるに至ったものである。

部分公開された公文書は、「市民税課が平成24年4月24日付けで起案した公文書」、「本件公文書1」、「本件公文書2」、「本件公文書3」の4件の要望等記録兼報告書であるが、そのうち

「市民税課が平成24年4月24日付けで起案した公文書」については、非公開部分はなく、その他の3件の要望等記録兼報告書については、部分公開されている。

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

また条例第7条第1号ただし書ウは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を個人に関する情報から除くと規定している。

異議申立人は、肩書き、所属など本来公開すべき情報が非公開となっており、公開部分を公開するよう主張する。一方で、実施機関は、非公開部分が条例第7条第1号に該当すると主張しているため、本件非公開情報の条例第7条第1号本文及び条例第7条第1号ただし書ウの該当性について検討する。

## 2 本件公文書1について

要望者欄の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるため実施機関の判断どおりとする。

## 3 本件公文書2について

要望等を受けた方法・場所欄、要望者及び要望等の内容・要望者に対する回答内容欄における氏名、住所、電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ実施機関の判断どおりとする。

しかし要望等の内容・要望者に対する回答内容欄における続柄、経過の一部については、それ自体では特定の個人を識別することができるものではなく、また他の情報との照合により、特定の個人を識別することができるものではないと認定することができる。

また特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは、個人の人格的利益である財産権、著作権などその性質上、公にされると個人の識別に関わらず侵害が顕著であるようなものを指すと解されるが、当該記載内容は、そのようなものとは認められないため、公開すべきと判断する。

## 4 本件公文書3について

要望者欄、要望等の内容・要望者に対する回答内容欄及び対応方針欄にかかる氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるため実施機関の判断どおりとする。

要望者欄、要望等の内容・要望者に対する回答内容欄及び対応方針欄に係る大津市職員の所属、異動先については、公務員である当該大津市職員の要望活動は、要望内容が当該大津市職員の個人的な勤務条件に関わる要望であるため、実施機関が主張しているとおり公務員の職務遂行の内容に係る情報にはあたらず、条例第7条第1号ただし書ウに該当するとは認められない。また異動先については、毎年度作成され公開されている職員録の情報と照合することによ

り、特定の個人を識別することができることとなるものと認められるので、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができることとなる。しかし要望者の異動希望先については、職員録の情報との照合によっても、特定の個人を識別することは困難であるから公開すべきと判断する。

要望者欄の天津市職員以外の者の肩書きについては、要望内容から団体等の代表として、当該団体等の業務として要望活動を行っているとは認められないことから、法人その他団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報ではなく、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められるため実施機関の判断どおりとする。

## 5 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年6月13日	諮問書の受理
平成26年8月 1日	異議申立ての概要説明 実施機関からの事情聴取 審議
平成26年8月25日	審議
平成26年11月19日	答申